

第3編
地震災害対策編

第1章 災害予防計画

※ここに掲げる「節」以外は「第2編 一般災害対策編」を参照すること。

第3節	家屋密集地の防災対策	3
第4節	上水道、下水道施設災害予防対策	7
第5節	電力、ガス施設災害予防対策	9
第6節	道路及び橋りょう等災害予防対策	12
第7節	河川等災害予防対策	14
第8節	地盤災害等予防対策	15
第9節	火災予防対策	17
第10節	積雪・寒冷対策	19
第15節	航空消防防災体制の整備	21

一般災害対策編との対応表

第3編 地震災害対策編	ページ	第2編 一般災害対策編
第1章 災害予防計画	1	—
第1節 防災組織の整備・充実		第1章 第1節に準拠
第2節 防災情報通信網の整備		第1章 第2節に準拠
第3節 家屋密集地の防災対策	3	—
第4節 上水道、下水道施設災害予防対策	7	—
第5節 電力、ガス施設災害予防対策	9	—
第6節 道路及び橋りょう等災害予防対策	12	—
第7節 河川等災害予防対策	14	—
第8節 地盤災害等予防対策	15	—
第9節 火災予防対策	17	—
第10節 積雪・寒冷対策	19	—
第11節 緊急輸送路等の指定		第1章 第8節に準拠
第12節 避難対策		第1章 第9節に準拠
第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備		第1章 第10節に準拠
第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備、 廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行 体制の整備		第1章 第11節に準拠
第15節 航空消防防災体制の整備	21	—
第16節 防災教育		第1章 第13節に準拠
第17節 防災訓練		第1章 第14節に準拠
第18節 自主防災組織の整備		第1章 第15節に準拠
第19節 要配慮者対策		第1章 第16節に準拠
第20節 ボランティアとの連携		第1章 第17節に準拠
第21節 災害時相互応援協定の締結		第1章 第18節に準拠

第3節 家屋密集地の防災対策

担当：建設課

家屋密集地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保等による総合的な防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 南会津町耐震改修促進計画

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な防災対策計画を策定する。

- (1) 建築物の耐震化を図るための施策
- (2) 建築物の地震に対する安全性の向上を図るための啓発と知識の普及
- (3) 地震時における総合的な安全対策
- (4) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導

2 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町及び県（南会津建設事務所）は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図るものとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての的確な法の施行に努める。

(1) 耐震化に関する住民相談の実施

町は、県の指導のもと、住民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずると共に、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

(2) 耐震性に関する知識の普及

町は、県の指導のもと、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を図る。

(3) 建築士会等の協力

町及び県は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

町及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を行う。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

(1) 一般建築物の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 町は、地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

町及び県は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(1) 町及び県は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 町は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

(4) 町及び県は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

町及び県は、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

町及び県は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じて、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

1 町及び公共的施設管理者による施設の耐震化

町及び公共的施設管理者は、県が行っている耐震化事業及び南会津町耐震改修促進計画に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

第3 防災空間の確保

1 緑地保全地区の指定

町は、樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を指定し、町及び県は、県が定める「福島県広域緑地計画」に基づき、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 都市公園等の整備

都市公園等は、地域における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する地域の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

町は、計画的にこれらの整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

3 道路の整備

町の基本的施設の一つである道路は、人が歩き車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、住民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

町及び県は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備にあたっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

4 都市空間の利用

町の基盤として整備される道路や都市公園等は、町の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の災害時に必要となる施設を整備するほか、県及び町はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

5 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第3編 地震災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第3節 家屋密集地の防災対策

第4 市街地の開発等

1 土地区画整理事業の推進

町及び県は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

町及び県は、土地区画整理事業の計画をおおむね次の基準により策定する。

(1) 地方公共団体施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として5ヘクタール以上とする。

イ 施行地区は、都市計画道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時には、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 施工地区が、主要駅付近又は中心市街地にある場合は、交通の円滑化を図るとともに、自身災害時には、避難路や延焼防止帯となる幹線道路、区画道路等を整備する。

エ 施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難場所となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を持った市街地として整備する。

第4節 上水道、下水道施設災害予防対策

担当：環境水道課

上水道、下水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

水道事業者は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

3 相互応援

水道事業者は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

下水道施設の管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施するものとする。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図るものとする。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図るものとする。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮するものとする。
- (3) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うものとする。

第3編 地震災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第4節 上水道、下水道施設災害予防対策

- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行うものとする。
- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保等

下水道施設の管理者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要がある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

4 福島県下水道防災連絡会議

県、市町村及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議が組織されており、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を目的としている。

第5節 電力、ガス施設災害予防対策

担当：住民生活課・総務課

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、事業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

電力施設の地震による災害を防止あるいは軽減するため、地震力の影響を考慮した設計を行うものとし、軟弱地盤箇所等については、特に耐震性を強化する。

(2) 電気工作物の調査・点検等

法令に定める電気設備技術基準に適合するよう、電気工作物の維持管理を実施するほか、事故・災害の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 事業所は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。
イ 災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他の電力会社等と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

事業所は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

事業所は、従業員に対し、日頃から地震災害に関する専門知識や関係法令などを教育し、防災意識高揚に努める。また、町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設（LPガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の耐震性の強化計画

ア 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工するのはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずるものとする。

イ 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

ウ 耐震性配管への切り替え

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行うものとする。

エ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

オ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等を設置する。なお、設置にあたっては、地震発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の速やかな被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理する。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、(一社)福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

ア 住宅地図の整備・管理の在り方

イ 集合住宅の開栓の在り方

ウ 合理的な緊急点検の方法

(5) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、町の地域防災計画との関連も考慮し、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第6節 道路及び橋りょう等災害予防対策

担当：建設課・農林課

町、県等の道路施設管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部における路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

町には、危険箇所も多く存在し、橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないもの等があるため、路線の重要度などに基づき耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策が必要である。

また、トンネルにおける二次的な災害を防止するための防災施設についても今後改善する必要がある。

2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、適切な維持工事を進めながら必要に応じて法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、路線の重要度等に基づき架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

事業の実施順序は災害時における重要度も考慮して実施する。

3 実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

町は、県及び国の指導のもと、架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。

なお、耐震対策が必要な橋りょうについては、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能3）を実施することとする。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

(ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確

保することを目的として行う。

(イ) 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

(3) トンネル防災対策

震災時等におけるトンネル機能を確保するため所管トンネルについて安全点検を実施するとともに、補強等対策工事の必要箇所を把握し、トンネル機能の保持を図る。

ア トンネル安全点検調査

トンネルについての耐震的観点から点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を把握する。

イ トンネルの耐震補強の実施

上記アの調査に基づき、補強対策工事が必要であるとされた箇所について、トンネルの補強を実施する。

(4) 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるように(一社)福島県建設業協会各支部との協定等に基づき民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図る。

第2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による農道・林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。

橋りょうについては、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等が見受けられ、落橋防止対策が必要である。

2 計画目標

町内の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

3 実施計画

(1) 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていく。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、農道管理者が個別施設計画に基づき、定期的な点検と計画的な予防保全対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替え、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

第7節 河川等災害予防対策

担当：建設課・農林課

河川は、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備にあたっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

第1 河川管理災害予防対策

町は、県の指導のもと、以下の対策を行うものとする。

- 1 河川の改修については、今後とも計画的に行う。
- 2 地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 砂防施設災害対策

町及び県は地震により、土砂災害が甚大になると想定される住宅密集地等の土石流危険渓流について土石流対策事業の促進を図るとともに、老朽化した砂防えん堤等においては、管理者がその施設の安全性の検討を行い、その結果により補強を実施する。

第3 ため池施設災害対策

ため池の防災・減災対策にあたっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

第8節 地盤災害等予防対策

担当：建設課・農林課

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 土石流災害予防対策

土石流危険溪流では、地震により山腹崩壊等が発生し、溪流内に堆積した土砂が土石流として町民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、地震や降雨に伴う土石流による災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として県が実施する避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した砂防施設整備に協力するとともに、ソフト対策として、県から提供される土石流危険溪流や砂防指定地、土石流災害に対処するための警戒避難に関する資料を基に、土石流災害による被害を軽減するため、県が実施する土石流に関する土砂災害警戒区域等の指定への協力や、県と連携しながら危険溪流の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また町は、県から提供を受けた山地災害危険地区についての関係資料等を基に、ハザードマップ等を通して町民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要とするときには、危険箇所の点検を実施する。さらに、地震やその後の降雨等により、山腹崩落及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生する恐れがあると想定される集落等に近接する危険溪流について、県が実施する治山事業の促進に協力する。

第2 地すべり災害予防対策

地すべり危険箇所では、地震により地すべりが誘発助長され、町民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、地震や降雨に伴う地すべりによる災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として県が実施する地すべり活動中または活動の恐れの大い区域の地すべり防止施設整備に協力するとともに、ソフト対策として、県から提供される地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべり災害に対処するための警戒避難に関する資料を基に、地すべり災害による被害を軽減するため、県が実施する地すべりに関する土砂災害警戒区域等への協力や、県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、町には急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべり危険箇所が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、町民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘因されないよう、県が実施する地すべり等防止法による防止地域の指定や地すべり対策事業の促進に協力する。

第3 急傾斜地災害予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所では、地震により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、町民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、地震や降雨に伴うがけ崩れによる災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として県が実施する避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した急傾斜地崩壊防止施設整備に協力するとともに、ソフト対策として、県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難に関する資料を基に、がけ崩れ災害による被害を軽減するため、県が実施するがけ崩れに関する土砂災害警戒区域等の指定への協力や、県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、県から提供を受けた山地災害危険地区についての関係資料等を基に町民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断されるときには危険箇所の点検を実施する。さらに、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、県が実施する治山事業の促進に協力する。

第4 二次災害予防対策

町及び県は、地震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、町は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第9節 火災予防対策

担当:住民生活課

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町、県及び消防本部は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について、福祉関係者と連携し、優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に実行できる体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館、店舗等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第4 1」を参照するものとする。

2 自主防災組織の初期消火体制

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第4 2」を参照するものとする。

第3編 地震災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第9節 火災予防対策

3 事業所の初期消火体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第4 4」を参照するものとする。

第3 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第5 1」を参照するものとする。

2 建築物の防火対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第5 2」を参照するものとする。

3 薬品類取扱施設対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第5 3」を参照するものとする。

第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

1 消防力の強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第1 1及び4」を参照するものとする。

2 広域応援体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2」を参照するものとする。

3 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

町は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等を定めたマニュアル等に従い、県、消防本部、町の間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画を策定する。

第5 消防水利の整備

町は、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や、河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準を達成するよう努める。

第6 救助体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第1 3」を参照するものとする。

第10節 積雪・寒冷対策

担当：建設課

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路、避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。このため、町、県及び防災関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、町、県及び防災関係機関は、福島県豪雪地域対策連絡協議会による豪雪時における対策要領を定め、この要領に基づき、相互に連携協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時には、町、県及び防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者（県、町等）は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩防止柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

(1) 防災体制の充実

道路管理者は、一般国道、県道及び町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の充実に努める。

(2) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地域では孤立する集落が発生することが考えられるため、県及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

また、町及び県は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び県は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止する

第3編 地震災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第10節 積雪・寒冷対策

ため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、町は、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

2 積雪期における消・融雪施設及び避難路・避難場所の確保

町及び県は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

3 雪崩危険箇所の対策

町は、県と連携し、雪崩による危険の著しい箇所について、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を促進するとともに、雪崩危険区域等を町民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行うなど、警戒避難体制を強化する。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、ストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第5 スキー客等に対する対策

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、センターハウス等の損壊や雪崩の発生等により多くのスキー客等が被災することも想定される。

このため、町及びスキー場管理者は、連携して救急搬送体制、医療救護体制、さらにはスキー場周辺の宿泊能力等の調査に基づくスキー客等の受入れ体制などの対策についてあらかじめ計画しておくものとする。

第15節 航空消防防災体制の整備

担当：住民生活課

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想され、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者搬送等の救急・救助活動が極めて有効である。

このため、県は市町村及び消防本部と連携して、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

1 活用の目的と範囲

町の地理的な現状等を踏まえ、地震発生により予想される被害形態により、ヘリコプターの持つ、機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

(1) 救急・救助活動

- ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ・陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動

- ・被害等の状況把握及び応急対策指揮
- ・孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ・上空からの住民への避難誘導及び情報等の伝達

(3) 火災防御活動

- ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ・陸上交通が遮断された地域への消火資機材、消火要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動

- ・地震災害危険箇所等の調査
- ・各種防災訓練等への参加
- ・住民への災害予防の広報

(5) 広域航空消防防災応援活動

2 消防防災ヘリコプター基地の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第1 2」を参照するものとする。

3 消防防災ヘリコプターの運航体制

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第1 3」を参照するものとする。

第2 場外離着陸場

1 場外離着陸場（臨時ヘリポート）の指定の推進

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第2 1」を参照するものとする。

第3編 地震災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第15節 航空消防防災体制の整備

2 訓練地の確保

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第2 2」を参照するものとする。

第3 広域航空消防防災応援体制の確立

1 消防防災ヘリコプター応援協定

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第3 1」を参照するものとする。

2 隣接県等とのヘリコプター相互応援

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第3 2」を参照するものとする。

第2章 災害応急対策計画

※ここに掲げる「節」以外は「第2編 一般災害対策編」を参照すること。

第1節 応急活動体制	25
第2節 職員の動員配備	27
第3節 地震災害情報の収集伝達	29
第7節 消火活動	34
第8節 救急・救助	37
第13節 道路の確保（道路障害物除去等）	39
第22節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	40

一般災害対策編との対応表

第3編 地震災害対策編	ページ	第2編 一般災害対策編
第2章 災害応急対策計画	23	—
第1節 応急活動体制	25	—
第2節 職員の動員配備	27	—
第3節 地震災害情報の収集伝達	29	—
第4節 通信の確保		第2章 第4節に準拠
第5節 相互応援協力		第2章 第5節に準拠
第6節 災害広報		第2章 第6節に準拠
第7節 消火活動	34	—
第8節 救急・救助	37	—
第9節 自衛隊災害派遣		第2章 第9節に準拠
第10節 避難		第2章 第10節に準拠
第11節 避難所の設置・運営		第2章 第11節に準拠
第12節 医療（助産）救護		第2章 第12節に準拠
第13節 道路の確保（道路障害物除去等）	39	—
第14節 緊急輸送対策		第2章 第13節に準拠
第15節 防疫及び保健衛生		第2章 第14節に準拠
第16節 廃棄物処理対策		第2章 第15節に準拠
第17節 救援対策		第2章 第16節に準拠
第18節 被災地の応急対策		第2章 第17節に準拠
第19節 応急仮設住宅の供与		第2章 第18節に準拠
第20節 死者の捜索、遺体対策等		第2章 第19節に準拠
第21節 生活関連施設の応急対策		第2章 第20節に準拠
第22節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	40	—
第23節 文教対策		第2章 第21節に準拠
第24節 要配慮者対策		第2章 第22節に準拠
第25節 ボランティアとの連携		第2章 第23節に準拠
第26節 災害救助法の適用等		第2章 第24節に準拠
第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等		第2章 第25節に準拠

第1節 応急活動体制

担当：住民生活課

町は町内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力、かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 活動体制

1 町災害対策本部の設置

(1) 町長は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく南会津町災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、町長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

設 置 基 準

- 1 町及び町の周辺において震度6弱以上の地震が観測発表され、町内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき。
- 2 町内に予想されない重大な災害が発生したとき。
- 3 町及び町の周辺において震度5弱以上の地震が観測発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。
- 4 その他必要により本部長が指令したとき。

なお、設置基準1（町内において震度6弱以上を観測されたとき）に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

(2) 町長は、本部を設置、又は廃止したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。

(3) 大規模地震災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は第1に副町長、それも困難な場合には第2に教育長、第3に総務課長が決定する。

(4) 町長は、災害が発生した場合を想定し、本部の設置場所をあらかじめ次のように設定する。

第1位 南会津町役場本庁舎 庁議室

第2位 御蔵入交流館 多目的ホール

2 現地災害対策本部の設置

町災害対策本部長（町長）は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名することができる。

なお、現地災害対策本部の設置場所は、新耐震基準を満たす施設に設置するものとする。

第3編 地震災害対策編〈第2章 災害応急対策計画〉

第1節 応急活動体制

3 町災害対策本部組織

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第1節 第1 3」を参照するものとする。

4 災害対策本部事務分掌

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第1節 第1 4」を参照するものとする。

第2 町の活動体制

1 組織及び配備体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第1節 第2 1」を参照するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第1節 第2 2」を参照するものとする。

第2節 職員の動員配備

担当：住民生活課・総務課

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策 活動を実施するために極めて重要である。このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

緊急災害配備体制一般的基準

種 別	配備内容	配備時刻
警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1 町及び町の周辺において震度4の地震が観測発表されたとき。 2 その他特に住民生活課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係各部の所要人員をもって充てるもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じてそのまま非常始動が開始できる体制とする。	1 町及び町の周辺において震度5弱以上の地震が観測発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 2 その他必要により本部長が指令したとき。
非常配備体制	町職員の全員をもって充てるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策の活動ができる体制とする。	1 町及び町の周辺において震度6弱以上の地震が観測発表され、町内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき。 2 町内に予想されない重大な災害が発生したとき。

第2 職員の配備体制

- 1 警戒配備にかかわる指揮監督は、住民生活課長が行う。
- 2 特別警戒配備にかかわる指揮監督は、町長が行う。
- 3 非常配備体制にかかわる指揮監督は、町長が行う。
- 4 本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長及び災害対策支所本部長に連絡することとし、各部長及び災害対策支所本部長は、配備編成計画に基づく配備体制をとる。

第3 配備人員

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第2節 第3」を参照するものとする。

第4 動員伝達方法

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第2節 第4」を参照するものとする。

第3編 地震災害対策編 〈第2章 災害応急対策計画〉

第2節 職員の動員配備

第5 非常参集等

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第2節 第5」を参照するものとする。

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第2節 第6」を参照するものとする。

災害対策本部の配備編成計画

部 名	班 名	配備要員の数		
		警戒配備	特別警戒配備	非常配備体制
総 括 部	総 括 班	2	4	全 員
総 務 部	庶 務 班		2	全 員
	財 政 班		2	全 員
	連 絡 調 整 班		2	全 員
	税 務 班		2	全 員
情 報 部	渉 外 班		2	全 員
	情 報 収 集 広 報 班		2	全 員
厚 生 部	援 護 班		2	全 員
	保 健 衛 生 班		2	全 員
	要 配 慮 者 班		2	全 員
物 資 部	配 給 班		2	全 員
	商 工 観 光 班		2	全 員
農 林 部	農 政 班		2	全 員
	農 林 土 木 班		2	全 員
	農 林 政 班		2	全 員
建 設 部	建 設 班		2	全 員
環 境 部	環 境 衛 生 班		2	全 員
	下 水 道 班		2	全 員
	給 水 班		2	全 員
教 育 部	学 校 教 育 班		2	全 員
	社 会 教 育 班		2	全 員
議 会 部	議 事 班		2	全 員
会 計 部	会 計 班		2	全 員

(支所本部)

部 名	班 名	配備要員の数		
		警戒配備	特別警戒配備	非常配備体制
総 務 ・ 厚 生 部	総 務 班	1	3	全 員
	税 務 ・ 配 給 ・ 保 健 衛 生 班		3	全 員
振 興 部	情 報 班		2	全 員
	土 木 班		4	全 員
	環 境 班		2	全 員
教 育 部	教 育 班		2	全 員

第3節 地震災害情報の収集伝達

担当：住民生活課・総合政策課・学校教育課・健康福祉課・建設課・農林課・環境水道課

地震災害が発生したとき、町及び各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、町に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 地震情報等の受理伝達

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- イ 福島県沿岸に津波警報等を発表したとき。
- ウ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。

第3編 地震災害対策編〈第2章 災害応急対策計画〉

第3節 地震災害情報の収集伝達

エ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等を発表したときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

ア 関係機関は、地震情報等について、次の地震情報等受理伝達系統図により迅速・的確に受理・伝達する。

イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、町及び防災関係機関に伝達する。

ウ 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

ウ 町及び県は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

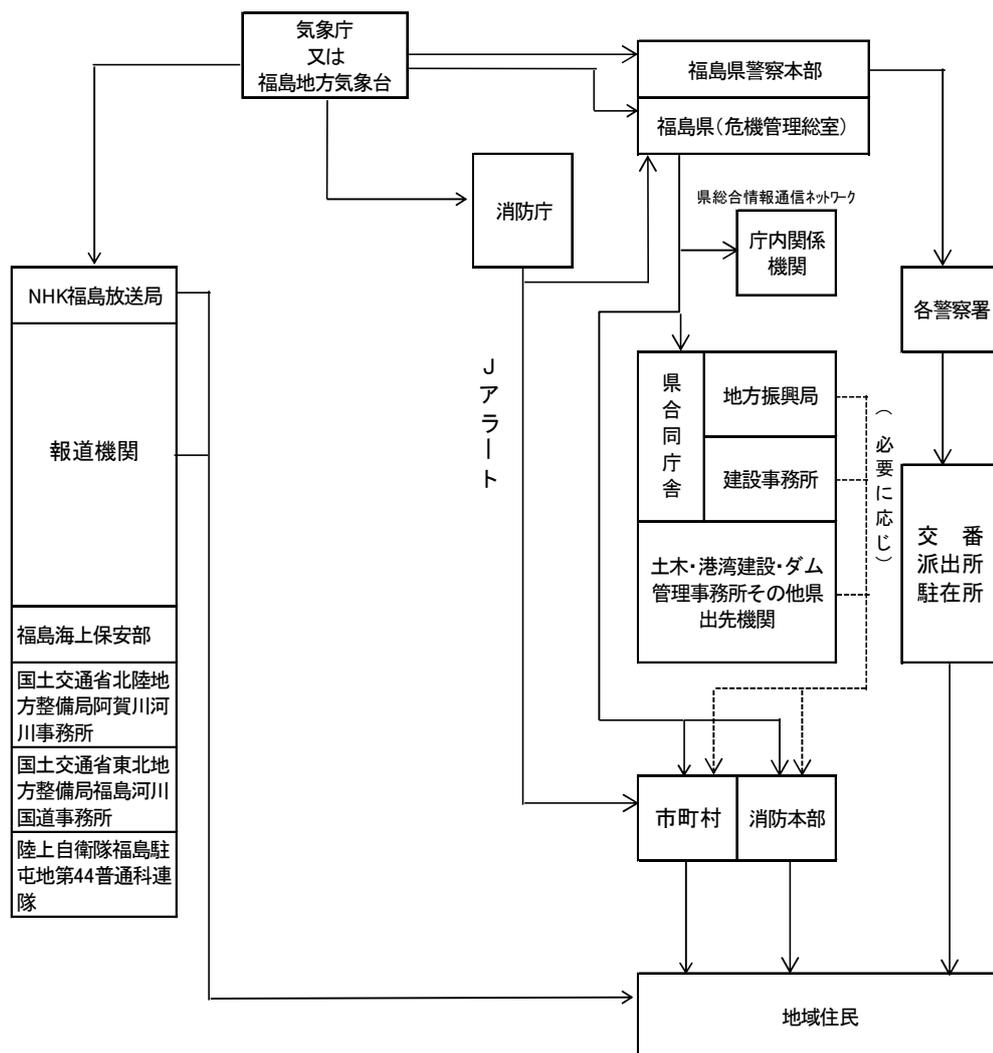
エ 町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努めるものとする。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

(1) 震源の地域名称（福島県の陸域）

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。



3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、県総合情報通信ネットワークのファクシミリ蓄積システムにより市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第3節 第2 1」を参照するものとする。

2 被害状況等の報告

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第3節 第2 2」を参照するものとする。

3 被害状況等の報告方法

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第3節 第2 3」を参照するものとする。

4 被害区分別報告系統

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第3節 第2 4」を参照するものとする。

5 報告の種類等

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第3節 第2 5」を参照するものとする。

6 情報の統括担当の設置

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第3節 第2 6」を参照するものとする。

第7節 消火活動

担当：住民生活課

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 南会津地方広域市町村圏組合消防本部（以下、消防本部という）による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動にあたるとともに、消防団等と連携し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急・救助活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮

圧する。

- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防本部と連携をとりながら以下の活動を行う。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防本部が到着するまでや消防本部が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難指示等が発令された場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 町から他都道府県への応援要請

1 応援要請の手続き

町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

- (1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び集結場所

- (2) 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

第3編 地震災害対策編 〈第2章 災害応急対策計画〉

第7節 消火活動

他都道府県緊急消防援助隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

ア 緊急消防援助隊の誘導方法

イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認

ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

2 隣接協定による要請

他県の消防本部と隣接応援協定を締結している消防本部にあつては、協定に基づき速やかに応援要請を行う。

3 消防庁長官への派遣要請

知事は、町長から他の都道府県の応援要請を求められた場合で、必要と認められる時は、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに応援要請を行った町へ連絡する。

【緊急消防援助隊応援要請先】

国 (消防庁)	区分		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	回線別			
	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
		FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102	
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

4 広域航空消防応援

知事は、町長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、本県の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県及び他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請する。

第8節 救急・救助

担当：住民生活課・健康福祉課

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救急・救助が必要となる被災者が出るのが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救急・救助活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織が救急・救助活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救急・救助活動を行うことが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第8節 第1」を参照するものとする。

第2 町（消防機関を含む）による救助活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第8節 第2」を参照するものとする。

第3 消防本部による救急・救助活動

1 救急・救助活動

- (1) 救急・救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

2 救急・救助における出動

- (1) 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と救助隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救急・救助体制の整備

- (1) 消防署（所）、消防団屯所、警察署、駐在所及び集落集会所等に救急・救助資機材を整備し、消防団員及び住民等に対する救急・救助訓練を行い、消防団等を中心とした各地域における救急・救助体制の整備を図る。
- (2) 建築物等に関する救急・救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛消防体制の整備について徹底した指導を行い、自衛体制の強化に努める。

第3編 地震災害対策編〈第2章 災害応急対策計画〉
第8節 救急・救助

第4 広域応援

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第8節 第4」を参照するものとする。

第13節 道路の確保(道路障害物除去等)

担当：建設課

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

「一般災害対策編 第1章 第8節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

(2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。

第2 資機材の確保

町は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図る。

なお、建設業協会等の関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、県と調整を図るものとする。

第3 道路開通作業の実施

町は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、所管する道路については、緊急度の高い第1次確保路線から開通作業を実施する。

地域によって第1次確保路線から開通することが困難な場合は、第2次確保路線以下の道路から開通する。

また、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者の協力を得て行い、交通確保に努める。

▶ 第22節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 ◀

担当：建設課・農林課

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 町道応急対策計画

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

町は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置を取る。

ア 町の道路の被害について、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(3) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県に被害状況を報告する。

2 農道、林道応急対策計画

(1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。

特に農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

町は、所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 交通の確保

町は、所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(3) 通行規制

町は、通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また町は、通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設応急対策

(1) 基本方針

町は、地震による被害を軽減するため、消防機関等の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合にも施設の応急復旧に努める。

ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

イ 水門、樋門等に対する遅延のない操作

ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

エ 市町村における相互の協力及び応援体制

(2) 応急対策

町は、水防活動が十分に行われるよう県との情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を要請する。また、併行して河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

2 砂防施設等応急対策

(1) 基本方針

町は、地震により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、必要に応じて点検を行い、また、県が実施する土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所の災害発生状況調査にも必要に応じて協力する。

(2) 応急対策

震後点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二

次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や県と協力し、必要に応じて応急対策に努めるものとする。

3 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

第3章 災害復旧計画

※ここに掲げる「節」以外は「第2編 一般災害対策編」を参照すること。

第2節 被災地の生活安定 46

一般災害対策編との対応表

第3編 地震災害対策編	ページ	第2編 一般災害対策編
第3章 災害復旧計画	44	—
第1節 施設の復旧対策		第3章 第1節に準拠
第2節 被災地の生活安定	46	—

第2節 被災地の生活安定

担当：税務課・住民生活課・総務課・健康福祉課・商工観光課・建設課

大規模震災時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第1 1」を参照するものとする。

2 配分計画

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第1 2」を参照するものとする。

3 迅速、透明な配分

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第1 3」を参照するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第2 1」を参照するものとする。

2 職業あっせん計画

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第2 2」を参照するものとする。

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第2 3」を参照するものとする。

4 被災事業主に関する措置

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第2 4」を参照するものとする。

5 租税の徴収猶予等の措置

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第2 5」を参照するものとする。

6 郵便関係措置等

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第2 6」を参照するものとする。

第3 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、町条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第3 1」を参照するものとする。

2 支給限度額

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第3 2」を参照するものとする。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第4 1」を参照するものとする。

2 商工関係（中小企業への融資）

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第4 2」を参照するものとする。

3 福祉関係

このことについては、「一般災害対策編 第3章 第2節 第4 3」を参照するものとする。

第5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、県、町等は、その制度の普及促進に努めるものである。